

〔文献紹介〕

新井 誠編 『欧州信託法の基本原理』

西澤宗英

本書は、「欧州統一信託法研究会」が、欧州信託法基本原理（以下、本紹介では単に「基本原理」として引用する）について研究してこられた成果をまとめられたものである。研究会メンバーは、編者の新井誠教授（筑波大学）をはじめとし、神作裕之（学習院大学）、雨宮孝子（松蔭女子大学）、早川眞一郎（東北大学）の各教授（所属は、いずれも執筆当時：評者註）、近藤義博、木村高明、米花哲也、鈴木秀昭の実務家各氏からなり、オブザーバーとして、木村恒弼、砂川恵弘各氏に、事務局として門山榮作氏が参加されたということである。

本書の出版に当たっては、研究会メンバーによる論稿のほか、渡辺宏之氏（東海大学）の論稿が加えられている。

本書は、まず、「基本原理」の全体を紹介し（第1章）、主要論点について考察する（第2章～第4章）第1編、次いでわが国の新しい信託業務と対比しながら同原理の実務上の問題点を指摘する第2編（第1章～第4章）を中心とし、最後に「基本原理」（8カ条）の英語原文とその邦訳を掲げている。以下、その構成に従って、本書の概要を紹介することにしたい（なお、カッコ内のページ数は、本書のそれである）。

第1編第1章「欧州信託法基本原理とはなにか」（新井誠）では、まず、「I 本書の目的」において、「欧州信託法基本原理（Principles of European Trust Law）」が、ロンドン大学のヘイトン教授の組織したワーキング・チームによってまとめられたものであること、同書には、「基本原理」を構成する8カ条の条文と、欧州主要国のナショナル・レ

ポートが含まれていることが紹介され、「同原理がそのまま欧州信託法になるとは考えられないが、その礎石であることに疑いの余地はない」(2頁)とされるとともに、「信託法の国際化が進展する状況の中で、その動向を注視していくことは、わが国の信託法理解にとっても大きな意味を有するのは間違いない」(3頁)とされている。次に、「Ⅱ 欧州信託法基本原理への前哨」では、「ハーグ信託法条約」について、同条約が抵触法の統一を対象とするものであるのに対して、「基本原理」が実質法の統一を主眼とするものであるとしたうえで、「ハーグ信託法条約の背景」、「英米の信託法と大陸の信託法」、「ハーグ信託法条約における信託の定義」および「ハーグ信託法条約の批准の動向」が解説されている。

本章の中心は、「Ⅲ 欧州信託法基本原理の解説」であり、「欧州信託法基本原理は正面から信託の実質法上の法統一を志向している点において画期的である。また、これまで信託概念を明確に承認してこなかった欧州諸国の法統一を志向している点でも实际的であり、きわめて実行可能な企図であるように思われる」(16頁)という認識のもとに、ヘイトン教授が執筆したコンメンタリーに依拠しながら、「広範な信託概念への序章」、「欧州信託法基本原理の適用」、「逐条解説」という構成で、「基本原理」が解説されている。以下、「逐条解説」から、「基本原理」の特徴と思われる点を紹介したい。

まず、第1条(信託の主な特徴)では、受託者が、受益者の利益またはある目的を実現・推進するために、特定の資産を分別された財産として所有すること、および信託財産の管理状況について、受益者に負う説明義務が信託の基本的な要件であるとされる(27頁)。また、信託財産に対して請求権を行使できるのは、受託者がその資格において取引をした場合の債権者と受益者に限られる(28頁)。信託財産は、受託者個人に対してその地位とは関係なく、配偶者、相続人、債権者等が有する権利の対象にはならない。受益者には、当然に受託者に対する人的請求権(物権的請求権を含みうる)があり、配偶者等に先んじて信託財産による支払を求めることができる(29頁)。第2条(信託の設定)では、委

文 献 紹 介

託者が信託の創設に際し一定の条件を設け、それに基づいて管理の義務を負う受託者の所有とされた財産がなければ信託は成立せず、委託者は、信託に拠出しようとする資産の所有権を、遺言または契約（有償・無償）によって確実に受託者に移転しなければならないとしている（30頁）。第3条（信託財産）では、信託の条項は、設定時に拠出された資産およびその後追加される資産だけでなく、これらに代わる資産にも適用される（32頁）。また、複数の信託を引き受ける受託者は、通常、それぞれの信託財産を分別して管理しなければならない（34頁）。第4条（受益者または強請可能な目的のための信託）では、受託者が信託財産について、現在または将来、他人に対して義務を負わない限り、信託は成立せず、したがって、信託条項の実施を受託者に強制できる受益者や、信託目的の実現を強制できる役職者がいなければならない（35頁）とされている。第5条（受託者の義務および権限）では、受託者は、信託財産を構成する資産の所有者として、信託条項または制定法が制限する以外、所有者の権限をすべて行使することができる（40頁）とされている。また、受託者は、信託の条項または制定法が認める場合を除き、責任事項（信託財産の所有、収益や元本の分配、管理にかかわる裁量権行使など）を自ら処理し、他人に任せてはならない（41頁）。受益者や監理人に対する受託者の説明責任は、受益者またはある目的のための信託における中核的な要件である（42頁）。第6条（受託者の信託違反に対する救済）では、受託者が、信託財産の投資または管理、代理人の任命を認める信託の場合はその選定や監督において、受託者に期待される程度の注意を怠ったときは、その結果生じた損失を補償しなければならない（43頁）とされている。第7条（第三者の責任）では、受託者が信託に違反して、信託財産の一部を第三者に譲渡したときは、それによる損失に相当する金額を信託財産に補償する人的責任が生じる（46頁）とされる。第8条（信託の終了）では、絶対的な受益権を有する受益者のために受託者が財産を保有する信託は、その受益者とともに、絶対的な権利を有する複数の受益者も、信託を終了させることができる（49頁）とされる。

本章の最後の「Ⅳ まとめに代えて」で、新井教授は、「基本原理」の特徴は「信託の特徴が受託者のコモン・ロー上の権原と受益者の衡平法上の権限の分属にあるという沿革的説明を完全に捨象して、分離された信託財産の独立性という観念に信託の特徴を見出している点にある」(52頁)としたうえで、「信託財産の名義人を受託者とした上で、当該信託財産を受託者の固有財産とは分離して、…受託者に受益者の利益を擁護するための特別の義務を課すことこそがむしろ信託の不可欠のメルクマールである。というのが同原理の立場である」(52～53頁)と指摘される。その上で、わが国信託法の基本構造についての通説である債権説は、「大陸法系に属する信託法でありながら、信託財産の独立性を承認してきた」(57頁)とし、「その意味では、わが国信託法は、欧州信託法基本原理が由来する基礎にすでに立脚してきたともいえる」(58頁)と評価し、「基本原理」は、わが国の信託法にとって歓迎すべきものであり、「同原理が今後見直され、欧州統一信託法として制定されるまでの過程においてわが国信託法の経験が十分に活かされるように努めることが必要ではなからうか」(同)と総括されている。

第1編第2章「欧州信託法基本原理と信託財産の独立性」(神作裕之)は、「信託の最大の機能とされる分別された独立財産としてのファンドを創設する機能に焦点を当て」(62頁)、大陸法系に属し、かつ信託財産の独立財産制を定める明文の規定を有しないドイツを取り上げて、「判例法理および商事信託法理の制定法化と考えられる投資会社法を素材として、信託財産の独立財産性について」(同)検討するものである。わが国では、信託財産に独立性が認められ、受益者に物権的な救済も認められている。しかし、同じ大陸法系に属しながら、信託財産の独立性についての明文規定がない国では、信託財産の独立性や受益権の物権的保護が認められるかどうか、より深刻な問題となる(67頁)からである。こうした問題意識を受けて、「Ⅲ ドイツにおける『信託財産』の独立性」では、まず、信託機能のかなりの部分が、契約または信託とは別の法制度によって実現されている(67～68頁)が、財団や会社を創設せずに、直接に「信託契約 (Treuhandvertrag)」を締結すること

文献紹介

によって独立財産を創設することも可能であるとされ（もつとも、倒産隔離が認められるためには、判例上「委託者から受託者に対し直接移転した財産であって、かつ当初の形態のまま受託者によって所有されている場合に限り物権的保護を享受しうる」（69頁）という「直接性の原則」という制約がある）、現に、信託という法形式が非常に広く利用されている（70頁）として、その具体的な例が紹介されている。また、立法としては、「投資会社法」で、「実質的には信託財産と呼べる特別財産の法的独立性をきわめて強化するとともに明確化している」（79頁）とし、「一般に商事目的で信託が利用されるときは、法的明確性の要請は重要であると思われ、欧州信託法基本原理の提唱するルールだけでは、法的安定性に欠けるといわざるを得ない」（同）とされている。最後に、「IV 結びに代えて」では、ドイツでは、商事信託については、「投資会社法」に代表される立法があり、「基本原理」に拠る必要がないばかりか、「基本原理」自体が、商事信託法理に固有の提言を全くしていない、他方、「民事信託法の領域では、信託以外の法制度や契約、信託に係る判例法理によって、英米法上の信託に認められる方向かがすでにかかなりの範囲にわたって実現されて」（81頁）おり、「信託法の機能のうち実現されていない部分については、むしろそのような効果を認めるのが正当でないと考えられているように思われる」（同）、と評価されている。「その結果、ドイツ1国に限ってみても、欧州信託法基本原理の受容は、その必要性が大きくないばかりか、法政策論としてもかなりの困難を伴うようにも思われる」（同）とされている。

第1編第3章「非公益目的信託について（渡辺宏之）」は、オフショア地域で行われている非公益の目的信託について、これが「信託の発展・変容の極端な一形態であるという観点から、信託法理の発展・変容とその限界についての好例を紹介する」（83頁）ものである。まず、「信託の商事的発展および変容が極端な形で進行している」（85頁）例として、証券化のスキームにおけるケイマン島の "charitable trust"、および目的信託を用いた例、さらに、非公益目的信託の例が紹介されている。その上で、これらとハーグ条約および「基本原理」との関係が検討され、同

原理が、目的信託に関する対応を重視していること (92頁) を指摘し、これは「オフショア地域において制定法のもと実際に行われている非公益目的信託の実務を追認したとも考えられる」(93頁) としている。また、学説の対応として、ウォーターズ、ヘイトン、マシューズなどの学説が検討され、最後に、オフショア地域が OECD による規制強化のターゲットになっていることが指摘されている。

第1編第4章「EU 信託法 (スコットランドとデンマーク) と英国の公益信託」(雨宮孝子) は、これまでわが国でほとんど紹介されなかったスコットランドおよびデンマークの信託法を「基本原理」に従って概観するとともに、「基本原理」に対する両国のコメントを紹介するとともに、最近改正の動きのあるイギリスの公益信託について述べるものである。スコットランド法は、大陸法とコモン・ローがミックスされた法であるが、財産法は完全に大陸法であり、コモン・ローとエクイティの区別がないにもかかわらず信託が存在するというものである。具体的には、信託財産と個人財産を分別しなくとも、資産の区別が存在すること (100頁)、受益者の権利は債権であること (101頁)、通常の信託では受託者は2名 (公益信託では3名) 以上必要であること (102頁)、信託は契約でも遺言でも設定できること (103頁) などが紹介されている。また、担保の手段としての信託が、今後の問題として議論されているとされる (104・105頁)。また、デンマーク法は、大陸法でもコモン・ローでもないスカンジナビアの法制度を基本としており、積極的な意味での財産に対する権利を定義する規定はないが、「信託類似の制度は存在する」(107頁) とされ、その内容が紹介されている。イギリスの公益信託については、2005年までにチャリティ・コミッションの改革とチャリティ法の大規模な改正がされる予定であるとされ、チャリティをめぐる最近の状況とチャリティ改革の概要が紹介されている。具体的には、チャリティ法の現代化としての公益性の再定義とチャリティ・コミッションの名称変更およびコミッショナーの増員、チャリティの登録の最低限収入の引き上げ、チャリティ本体で収益事業ができるようにすることであるとされている。

文 献 紹 介

第2編第1章「債権流動化と欧州信託法基本原理」(鈴木秀昭)は、債権流動化の一手法としての信託という観点から、「『基本原理』に基づき制定された信託法による債権流動化が可能となることは、欧州における債権流動化に新たな手段を提供するものであり、法制上の新たな可能性を生み出すことによって、欧州の流動化を円滑ならしめるという『基本原理』の意図に沿う」という認識のもとに、「日本における債権流動化の概略および信託を利用した流動化における論点を概説し、『基本原理』の下で債権流動化を行ったと仮定した場合に、どのような点に問題点があるか実務上の観点から」考えようとするものである。ここでは、債権流動化の意義(128頁・129頁)に続いて、わが国における債権流動化の状況が、立法の概略を通して紹介される(130～135頁)。さらに、流動化にかかる法律の整備によって、信託をSPVとして債権流動化を行う場合として、信託法によるもの、特定債権法によるもの、資産流動化法に定める特定目的信託によるものがあり、その特徴がまとめられている(135～139頁)。その上で、信託方式による債権流動化における信託法上の議論として、倒産隔離、自己執行義務、受益権の譲渡、受益権の証券化、受益権の複層化、集团的権利行使の各論点が検討されている(139～146頁)。最後に、欧州の債権流動化の状況を概観したうえで、「基本原理」を前提に債権流動化を行った場合に、どのような点が問題となりうるかが、日本での議論を参考にして検討されている(146～153頁)。結論として、「基本原理」の定める信託は、債権流動化のSPVに要求される性質は備え得るとされているが、併せて、倒産法、対抗要件制度、サービシングに関する法制等の整備が必要であるとされている。

第2編第2章「事業執行を伴うタイプの商事信託と欧州信託法基本原理」(米花哲也)は、商事信託の中でも事業執行を伴うタイプの信託に焦点を当て、そのような商事信託を遂行していくに当たって法的にどのような点が実際に問題となるのか、そのような問題について「基本原理」ではどのように取り扱われているかを検討するものである。事業執行を伴うタイプの商事信託の典型例は土地信託であり、信託財産を有価証券に運用するタイプの信託もこれに含まれる(157頁)。これらの信

託の特徴は、信託財産の積極的運用が図られる結果、信託財産の管理運用に際して受託者が債務を負担することが必要不可欠となっていることである(161頁)。その結果、信託財産の管理運用に伴う債務について、関係当事者がそれぞれどのような責任を負担するのかが重要な問題となってくる(163頁)。この点について、まず、日本法の下での問題が検討され、英米信託法の取扱いを敷衍した後に、「基本原理」における受託者の債務負担に伴う関係当事者の責任分担に関する規定が検討されている。最終的に、「基本原理」に対する評価として、商事信託を前提としたとき、「基本原理」は、信託財産の管理運営に伴う受託者の対外的な責任という点に関して、必ずしも望ましいものとはなっていないが(183頁)、受益者の受託者に対する補償義務を認めず、信託の運営に関する受益者の責任を信託財産を限度として有限責任とする取扱いを原則としている点で、受益者の責任という点に関しては望ましい取り扱いをしているとする(184頁)。

第2編第3章「主として有価証券の管理・運用を目的とする信託」(近藤義博)は、このような信託の利用が拡大していく中で顕在化してきた受託者の責任や義務の範囲、受託者が破綻した場合の受益者や第三者の権利など、従来あいまいであった信託法制上の問題について、受託者の視点からわが国での議論を紹介し、「基本原理」で想定される取扱いについて検討するものである。具体的には、善管注意義務、利益宋版取引の禁止(忠実義務)、有価証券の分別管理、自己執行義務、信託の債務に係る受託者の責任という問題について、論点と考え方が示されている(199~217頁)。その上で、これらの論点について、「基本原理」ではどのような取扱いとなるかが検討されている(217~224頁)。結論として、「基本原理」は、信託の法律について最低限のものを示したものに過ぎず、民事信託を中心に信託一般すべてに適用されるものであるから、本章で対象としたような商事信託の諸問題にすべて対応するには規定の内容では十分ではない、しかし、わが国の信託法と比べて、わが国では強行規定とされるような事項についても、当事者間の意思を尊重し、信託行為や受益者の同意があれば柔軟な取り扱いが認められると解

文 献 紹 介

釈される規定も多く、わが国信託法にも参考となる点もあるとする。

第2編第4章「退職給付信託と欧州信託法基本原理」(木村高明)は、退職給付信託は、事業主を委託者、将来の退職者を受益者、信託銀行を受託者とする「他益信託」であり、将来の退職者への退職給付に充てることを目的として、その保有する有価証券等を拠出することにより設定される「有価証券管理信託」である(236頁)として、これをめぐる法的な論点、問題点が信託契約を引用しながら検討されている。具体的には、信託目的(237頁)、委託者・受託者倒産からの信託財産の「隔離」(238～239頁)、委託者倒産からの信託財産の隔離(担保目的の信託の場合)(239～245頁)、受託者の善管注意義務(246～251頁)、議決権行使の指示(251・252頁)、信託管理人(252・253頁)税制上の取扱い(253・254頁)などである。その上で、「基本原理」について、倒産隔離、受託者の善管注意義務、信託管理人などの取扱いについて検討されている。結論として、ここでも、「基本原理」は、商事信託を前提とした場合には不足する部分や検討すべき事項が多いとしつつ、「受託者がどうすべきか決めかねるときは、裁判所の助言や承認を求めることを認めること」を提言し、「受託者責任において年金信託の受託者責任の要件を厳しくする」など、今後のわが国信託法を考えるうえでも示唆に富むものがある(260頁)とする。

以上、本書の内容を紹介者の理解の及ぶ限りで紹介してきた。

大陸法(Civil Law)とCommon Law(Equity)の混在するヨーロッパで、後者に属する「信託」だけでなく、前者に属する国でもこれに類似する制度が併存するという状況の中で、ハーグ条約とは異なり、実質法のレベルで信託概念の統一を志向する「基本原理」の取組みは、注目すべきものである。商事信託法研究会による「商事信託法要綱」が公表され、本年10月からは、法制審議会信託法部会において、信託法自体についても改正の具体的な動きが本格化したこの時期に、この「基本原理」の研究が公表された意味は大きいといわなければならない。

ただ、紹介者の個人的な関心からではあり、紹介者自身は、本書の対

象となった「基本原理」の原書 (Hayton, Kortmann, Verhagen, Principles of european Trust Law) を手にしていないので、誤解をしているおそれがあるが、おそらく同書に含まれているであろう、スコットランドおよびデンマーク以外の国のナショナル・レポート (とりわけフランス) についても、紹介があったならばと思う。また、「基本原理」の国際ワーキング・チームには加わっていなかったようであるが、信託に関する従前の大公勅令を廃止して、昨年、新しい「信託法」を制定したルクセンブルクが、この「基本原理」についてどのようなスタンスをとっているかも興味深いところである。

(青山学院大学教授)

〔新井誠編『欧州信託法の基本原理』有斐閣、2003年、A5判、273頁、定価 (6,000円+税)〕